

一般廃棄物処理業許可証

住 所 さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号

氏 名 クリーンシステム 株式会社

代表取締役社長 田 口 幸 隆

（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

平成30年4月1日

越谷市長 高 橋



営業所の所在地及び名称	越谷市北越谷一丁目22番3号 107号 クリーンシステム 株式会社
取扱廃棄物の種類	ごみ
収集運搬及び処分の別	収集・運搬（保管・積み替えを除く）
営業区域	許可の条件のとおり
営業許可期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

許可の条件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例及び規則、その他関係法令を遵守すること。
- 2 業務実績報告書については、毎月10日までに前月分を市長に報告すること。
- 3 許可申請事項に変更が生じた場合は、その事実の生じた日から10日以内に許可申請事項変更届を提出すること。
- 4 許可車両の保管場所は、さいたま市岩槻区古ヶ場2-10-2とする。
- 5 許可車両には、産業廃棄物は一切積載しないこと。
- 6 処分先について
可燃物は、東埼玉資源環境組合とする。
不燃物は、越谷市リサイクルプラザとする。
食品循環資源は、株式会社アイル・クリーンテック寄居工場（寄居町三ヶ山328番地）とする。
- 7 営業区域について
（ごみ）越谷市内全域
- 8 上記の許可条件に違反が認められた場合、許可の取消しを行う。